

# 地方独立行政法人法の一部を改正する法律関係資料

## 【総論】

---



# 地方独立行政法人法の改正概要

## 1 地方独立行政法人の業務への窓口関連業務の追加

H30.4.1施行

### 市町村の窓口関連業務における外部資源活用の課題

- ・一部に審査や交付決定等の公権力の行使にわたる事務が含まれ、一連の事務の一括した民間委託等、効果的な委託が困難
- ・町村部等の小規模自治体では、事務量が少なく単独での委託先の確保が困難

(現行制度上の、住民異動窓口(転入届の受付かつ住民票の写しの交付)における業務フロー図)



➡ 外部資源活用の新たな選択肢として、地方独立行政法人に窓口関連業務を行わせることができることとする

- 地方独立行政法人の業務に「申請等関係事務の処理」(転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務のうち定型的なもの)を追加

【メリット】①自主的・自律的業務執行による業務効率化、住民サービスの向上、②勤務条件、給与決定等の柔軟性、③ノウハウの蓄積 等

- 申請等関係事務処理法人による窓口関連業務に対し、市町村がきめ細かく関与するため、情報提供・指導助言、報告徴収・立入検査、監督命令、停止命令及び直接執行を新たに規定する。
- 申請等関係事務処理法人は、その業務を市町村又は市町村の長その他の執行機関の名において行い、当該市町村の長その他の執行機関が当該申請等関係事務を処理したのものとしての効力を有することとする。
- 市町村は、自ら設立しなくても、連携中枢都市等が設立した申請等関係事務処理法人と規約を締結することにより、窓口関連業務を行わせることが可能

## 2 地方独立行政法人における適正な業務の確保

(国の独立行政法人制度改革(平成26年度)等を踏まえた改正)

H30.4.1施行  
(一部H32.4.1施行)

- PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
  - ・評価者を評価委員会から設立団体の長に変更(公立大学法人を除く)
  - ・中期目標の具体化
  - ・地独法に評価結果の反映等の義務付け 等
- 法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入
  - <内部統制体制の整備>
    - ・業務方法書における内部統制体制の整備に関する事項の記載 等
  - <監事・会計監査人の機能強化>
    - ・監事・会計監査人による報告徴収・調査の権限や役員の不正行為に関する報告等の義務の明確化 等
  - <設立団体の長からのガバナンス強化>
    - ・設立団体の長による著しく不適正な業務運営等に対する是正・業務改善命令等

# 地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日等（想定スケジュール）

◆：施行日

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地方独立行政法人の業務への 窓口関連業務の追加	(国) 政令・省令検討 (地方) 導入の検討・法人設立の準備行為等	◆ 施行		
地方独立行政法人における 適正な業務の確保				
○内部統制体制の整備 (その他) ○PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組み ○監事・会計監査人の機能強化 ○設立団体の長からのガバナンス強化 など	(国) 内部統制体制の整備に関する方針検討 (地方) 業務方法書変更の検討等	◆ 施行		
○役員等の損害賠償責任	(国) 参酌基準等政令検討 (地方) 条例化等に向けた検討			◆ 施行

# 地方自治法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

## ○地方自治法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔平成二十九年五月十八日  
衆議院総務委員会〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 指定都市以外の市町村の長にあつても、内部統制に関する方針を策定し、当該方針に基づく体制の整備を促進するよう、当該市町村長に対する必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 普通地方公共団体における監査委員等の専門性を確保し、監査の品質向上を図るため、監査を支援する組織・体制の在り方について引き続き検討を行うこと。
- 三 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任について、職務を行うにつき軽過失の場合において、その一部を免れさせる旨を条例で定めることができる措置を講ずることに鑑み、議会による損害賠償又は不当利得返還の請求権の放棄の在り方について、本法の施行状況も踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。
- 四 普通地方公共団体の議会が果たすべき監視機能の向上及び議員活動の透明性確保の在り方について検討を行い、これを踏まえて各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。
- 五 窓口関連業務には住民に関する各種行政の基礎となる事務が含まれていることに鑑み、当該業務を担う申請等関係事務処理法人における業務の取扱いに当たって、個人情報の保護が十分に図られるよう、各地方公共団体に対して適切な助言を行うこと。
- 六 地方独立行政法人の業務運営に関して、本法に則った適正な対応が確保されるよう注視し、国の独立行政法人改革の動向を踏まえつつ、必要に応じて適切な助言を行うこと。

## ○地方自治法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔平成二十九年六月一日  
参議院総務委員会〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、内部統制体制の整備及び運用は、全ての地方公共団体の長がその権限と責任に基づいて適切に実施することが求められるため、本法において努力義務とされた指定都市以外の市町村においても内部統制に関する方針が早急に策定されるよう引き続き検討を行うこと。
- 二、総務大臣が策定する監査基準の指針については、監査を実施する基本原則、留意事項とともに、全国的に共通な基準や技術的な基準などの確・公正な監査が実施できるものとなるよう努めること。監査基準は当該地方公共団体の監査委員が策定するものであり、地域の実情を踏まえた適切な基準については尊重すること。
- 三、監査委員等の専門性を確保し、監査の品質向上を図るため、監査を支援する組織・体制の在り方について引き続き検討を行うこと。
- 四、地方公共団体の長等に対する賠償責任額の限定措置により、地方公共団体の長等の職務遂行に影響が出るのではないかとの声に対し真摯に向き合い、本法施行後の状況を注視しつつ引き続き検討を行うこと。
- 五、申請等関係事務の処理及びこれに附帯する業務を担う地方独立行政法人の設立に当たっては、地方公共団体の自主性を最大限尊重すること。右決議する。

## 地方独立行政法人における適正な業務の確保について

---

## 独立行政法人制度 及び 地方独立行政法人制度 の沿革

年月	制度概要・主な改正
平成13年4月	<p><b>独立行政法人制度の導入</b> 【独立行政法人通則法(平成11年7月)】</p> <p>研究機関、美術館、病院など、現在国が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を持つ法人(=独立行政法人)を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より良い行政サービスの提供を目指す。</p> <p>○ 対象業務は各法人の個別法で規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験研究 (各種研究所)</li> <li>・ 文教研修・医療厚生 (美術館、各種大学校、病院等)</li> <li>・ 検査検定 (各種検査所等)</li> <li>・ 作業施設 (統計センター等) 等</li> </ul>
平成16年4月	<p><b>地方独立行政法人制度の導入</b> 【地方独立行政法人法(平成15年7月)】</p> <p>試験研究機関、公立大学等、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人(=地方独立行政法人)を設立し、法人に当該事務・事業を担わせることで、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指す。国の独立行政法人制度の導入を受けて導入。</p> <p>○ 対象業務は地方独立行政法人法第21条で規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験研究</li> <li>・ 大学の設置・管理</li> <li>・ 公営企業相当事業</li> <li>・ 社会福祉事業 等</li> </ul>
平成22年5月	<p><b>独立行政法人通則法の一部を改正する法律</b> 【独立行政法人通則法(平成22年改正)】</p> <p>独立行政法人が有する財産等のうち不要となったものについて、原則として国庫納付する。</p>
平成25年6月	<p><b>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第三次一括法)一四条による改正</b> 【地方独立行政法人法(平成25年改正)】</p> <p>地方独立行政法人の合併手続きの整備。不要財産の返納。(施行令)対象業務に博物館等の追加。</p>
平成26年6月	<p><b>独立行政法人通則法の一部を改正する法律</b> 【独立行政法人通則法(平成26年改正)】</p> <p>独立行政法人を特性に応じて3分類。主務大臣による目標策定・評価の一元化。監事機能強化等を通じた内外のガバナンスの向上。</p>
平成29年6月	<p><b>地方自治法等の一部を改正する法律</b> 【地方独立行政法人法(平成29年改正)】</p> <p>地方独立行政法人の業務に申請等関係事務の処理業務を追加。業務の適正を確保するための体制整備。業務の評価方法の見直し。監事機能強化等を通じた内外のガバナンスの向上。</p>

# 独立行政法人通則法（平成26年改正）①

## 趣旨

- 独立行政法人が、制度導入の本来の趣旨に則り、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できるよう、法人運営の基本となる共通制度について見直しを行うもの。「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき立案。

## 法律の概要

### 1. 独立行政法人通則法の一部を改正する法律

#### ① 業務の特性を踏まえた法人の分類【第2条】

- 全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、三つの分類（中期目標管理型、単年度管理型（行政事務に密接関連）、研究開発型（注））を設ける。  
注：研究開発型の法人のうち、世界トップレベルの成果が期待される法人については、別の法律により特別な措置を講ずる

#### ② PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築【第28条の2、第29条、第32条、第35条等】

- 主務大臣の下での政策のPDCA（注）サイクルを強化し、目標・評価の一貫性・実効性を向上させる。  
注：PDCA：P（Plan：目標、計画）→D（Do：実施）→C（Check：評価）→A（Action：改善）  
・政策責任者である主務大臣が、毎年度、業績評価を実施。第三者機関は主務大臣による業績評価結果等を点検  
・主務大臣は目標を具体的に設定（総務大臣が指針を策定）

#### ③ 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入【第19条、第25条の2、第32条、第50条の4等】

- 法人の内外から業務運営を改善し得るよう、法人内部のガバナンスを強化するほか、主務大臣による是正措置を整備する。  
・監事の機能強化（監事の調査権限を明記等）、役員の損害賠償責任、役職員の再就職あっせん規制等の導入  
・主務大臣に法人への是正・改善命令権を付与

### 2. 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

独法通則法一部改正法の施行に伴う関係法律（229法律）の規定を整備

## 施行期日

平成27年4月1日



## 独立行政法人通則法（平成26年改正）②

### 主な改正事項

#### ① 業務の特性を踏まえた法人の分類

○ 全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応した三つの分類を設ける。

(1) 国立研究開発法人〔非公務員型〕

- ・ 研究開発に係る業務を主要な業務として、中長期的(5～7年)な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人。

(2) 行政執行法人〔公務員型〕

- ・ 国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする法人。

(3) 中期目標管理法人〔非公務員型〕

- ・ 上記の2分類以外の全法人が該当。公共上の事務・事業を中期的(3～5年)な目標・計画に基づき行う法人。

○ 本法の運用に当たっては、法人の事務・事業の特性に十分配慮されなければならないものとする。

#### ② PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

(1) 評価体制の見直し

- ・ 法人に目標を指示する主務大臣が、毎年度、業績評価を実施する。
- ・ 主務大臣は、業績評価の結果に基づき、必要な業務改善命令を行う。

(2) 目標設定、評価のあり方

- ・ 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定。

- ー 研究開発業務の目標・評価については、総合科学技術・イノベーション会議が指針案を作成し、総務大臣の指針に、その内容を適切に反映させる。
- ー 国立研究開発法人の目標・評価等に関しては、主務大臣は、研究開発に関する審議会(外国人の委員任命も可能)の意見を聴取する。

出所：総務省行政管理局資料参照

## 独立行政法人通則法（平成26年改正）③

- ・ 主務大臣は、目標を具体的に設定する。
- 一 国立研究開発法人の中長期目標・計画には、「研究開発の成果の最大化」に関する事項を記載。
- ・ 法人は、評価結果を業務運営の改善に反映させる。
- ・ 中期目標に係る業績評価の時期を1年前倒して、中期目標期間の最終年度に行う。

### (3) 第三者機関のチェック

総務省に独立行政法人評価制度委員会を設置し、以下のチェック等を実施する。

- ・ 主務大臣の目標案、目標期間の評価結果、目標期間終了時の見直し内容のチェック・意見具申を行う。
- ・ 目標期間終了時の見直しに際し、法人の主要な事務・事業の改廃について、主務大臣に勧告する。

### ③ 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

#### (1) 監事の機能強化等による法人内部のガバナンス強化

- ・ 監事及び会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等の主務大臣等への報告や監査報告の作成を義務付ける。
- ・ 法人の長及び監事の任期を中期(中長期)目標期間に対応させる。
- ・ 法人役員の職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を明記する。
- ・ 業務方法書に法令遵守等内部統制の体制を記載する。
- ・ 非公務員型の法人にも役職員の再就職規制を導入する。
- ・ 法人の役職員の報酬・給与等の基準は、国家公務員、民間企業、法人の業務実績、職務の特性及び雇用形態その他の事情を参酌又は考慮する。

#### (2) 主務大臣による適材適所の人材登用

- ・ 主務大臣は、法人の長及び監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募、候補者の推薦の求めその他の適任者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

#### (3) 主務大臣による是正措置の整備

- ・ 主務大臣は、法人の違法行為、著しく不適正な業務運営等に対し、是正又は業務改善の措置を命ずることができることとする。

## 地方独立行政法人の業務の適性の確保のための改正項目と国の独立行政法人制度改革の関係

独立行政法人通則法 (平成26年改正)	地方独立行政法人法 (平成29年改正)
<b>① 業務の特性を踏まえた独立行政法人の分類</b> ・ 法人の業務特性に応じたマインフレームのため、法人を、①中期目標管理法 法人、②国立研究開発法人、③行政執行法人に三分類	・ (既に対象業務を限定的に列挙し、その業務に対応する特例規定(公立大学法人 に関する特例(第7章)、公営企業型地方独立行政法人に関する特例(第8章)) あり。今回、申請等関係事務処理法人に関する特例(第8章の2)を追加)
<b>② PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築</b> ・ 評価主体を各省評価委員会から主務大臣へ変更 ・ 中期目標を具体的に定めることの義務付け ・ 評価結果に基づく主務大臣の業務改善命令を規定 ・ 独立行政法人に評価結果の反映を義務付け ・ 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定 ・ 各省評価委員会を廃止し、総務省「独立行政法人評価制度委員会」によ る中期目標案等の点検等	<b>○ PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築</b> ・ 評価主体を地方独立行政法人評価委員会から設立団体の長へ変更 ・ 中期目標を具体的に定めることの義務付け ・ 評価結果に基づく設立団体の長の業務改善命令を規定 ・ 地方独立行政法人に評価結果の反映を義務付け ・ (目標・評価は設立団体の長が行うものであり統一的な指針策定は要しない) ・ 引き続き設立団体の地方独立行政法人評価委員会による中期目標案等の点検 等(設立団体毎の委員会は維持しつつ、役割を再整理)
<b>③ 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入</b> ・ 監事の調査権限の明確化、役員の不正行為等の報告義務等 ・ 法人の長及び監事の任期を中期目標期間に対応 ・ 役員職務忠実義務・任務懈怠に対する損害賠償責任*を規定 ※ 総務大臣が定める最低責任限度額あり ・ 業務方法書に内部統制体制を記載することの義務付け ・ 一般独立行政法人の役職員の再就職規制を導入 ・ 主務大臣による不適正な業務運営に対する是正措置の規定	<b>○ 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入</b> ・ 監事の調査権限の明確化、役員の不正行為等の報告義務等 ・ 法人の長の任期を「中期目標期間又は4年間のいずれか長い期間内において定 款で定める期間」として規定。監事の任期は法人の長の任期と対応して規定。 (設立団体の長の任期との均衡(現行制度)のほか、中期目標を基本としたPDCA サイクルをより実効的にすること(改正法の趣旨)の双方への配慮を選択可能) ・ 役員職務忠実義務・任務懈怠に対する損害賠償責任*を規定 ※ 政令で定める額以上で政令で定める基準を参酌し、設立団体が条例で定 める最低責任限度額あり ・ 業務方法書に内部統制体制を記載することの義務付け ・ 一般地方独立行政法人の役職員の再就職規制を導入 ・ 設立団体の長による不適正な業務運営に対する是正措置の規定

※ 国の平成26年改正を踏まえ「地方行政法人制度改革に関する研究会(平成27年)」等にて検討が行われた結果、地独法制度に特に対応して改正された項目は黄色。

## 地方独立行政法人法（平成29年改正）①

### ○ PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

#### (1) 設立団体の長と評価委員会が果たす役割のあり方

- ・ 法人の業績評価の主体を現行の評価委員会から設立団体の長に変更する。
- ・ 設立団体ごとに設置される評価委員会は存続するが、必要な役割は整理。
  - － 長に権限移譲したものは評価委員会の権限・事務を廃止。議会の議決を要するものは、評価委員会の意見を聴く仕組みを存続。その他、必要性の高い項目については評価委員会の役割を残す等の措置。
- ・ 設立団体の長は、評価結果に基づき、法人に対して業務運営の改善等を命ずることができる。
- ・ 法人は、評価結果を業務運営の改善に反映させる。
- ・ 公立大学法人については、評価委員会が評価を行う従前の仕組みを維持。

#### (2) 目標・評価の統一的な指針

- ・ （目標・評価は設立団体の長が行うものであり、統一的な指針策定は要しない。）

#### (3) 目標の具体化、業績評価の実施時期等の見直し

- ・ 具体的な中期目標を設定。
- ・ 中期目標期間の最終年度に中期目標に係る業績評価を行う。

### ○ 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

#### (1) 内部統制体制の明確化

- ・ 地独法の業務方法書において、内部統制体制について明確化する。

#### (2) 監事・会計監査人の権限・役割等の明確化

- ・ 監事や会計監査人の権限や義務を明確化する。

## 地方独立行政法人法（平成29年改正）②

### (3) 役員等の任期

- ・ 法人の長の任期を「中期目標期間又は4年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間」として規定。
- ・ 監事の任期は法人の長の任期と対応して規定。
- － 設立団体の長の任期との均衡（現行制度）のほか、中期目標を基本としたPDCAサイクルをより実効的にすること（改正法の趣旨）の双方への配慮を選択可能。
- ・ 公立大学法人については、国立大学法人と同様、大学の自治を保障する観点から、従前の制度を維持。

### (4) 役員職務忠実義務・損害賠償責任の明確化

- ・ 役員職務忠実義務・任務懈怠に対する損害賠償責任を規定。
- － 政令で定める額以上で政令で定める基準を参酌し、設立団体が条例で定める最低責任限度額あり。

### (5) 一般地方独立行政法人の役職員の再就職等規制

- ・ 一般地独法について再就職等規制を導入。

### (6) 役職員の報酬・給与等の基準

- ・ 一般地独法の役員報酬等の支給基準について、考慮事項に国・地方公務員の退職金を追加する。
- ・ 一般地独法の職員給与等の支給基準について、国・地方公務員の給与等、民間企業職員の給与等、法人の業務実績、職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮する。
- ・ 特定地独法の役員報酬、職員給与、役職員の退職手当の支給基準について、国・地方公務員の給与・退職手当を「参酌」し、その他の事項（民間企業の役員報酬等）については、引き続き「考慮」する。

### (7) 役員公募・推薦等

- ・ 独法通則法と同様の人材登用に関する規定を設ける。
- ・ 公立大学法人については、国立大学法人と同様、大学の自治を保障する観点から従前の制度を維持。

### (8) 著しく不適切な法人運営等についての是正措置

- ・ 設立団体の長による不適正な業務運営に対する是正措置の規定。